

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
1 NPO法人設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間の短縮								
04008	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	<改訂版>「九州ブランディング拠点創生特区」～県境を越えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために～	九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域にあって、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めることで企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、「九州ブランディング拠点」を創生する。 【産業面】 雇用の創出・「新たな拠点の形成」に向けた ■新たな企業・産業施設等誘致 ■既進出企業の拡大支援 ■住宅環境整備 【農業面】 担い手確保と農業所得の向上に向けた ■農地の面的集約支援 ■新たな担い手の参入支援 ■6次産業化・販路開拓支援 等	地域経営や農業経営診断等を行うとうとする活動組織がNPO法人化する場合、認証までに時間がかかる。	特定非営利活動促進法第10条第2項 (国家戦略特別区域法第24条の4)	特定非営利活動法人(NPO法人)の設立を促進するため、市町が所管庁として実施するNPO法人の設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。	内閣府	内閣府としても、地方創生や一億総活躍社会の実現の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。 所轄庁が一定の書類を公衆の縦覧に供する規定(特定非営利活動促進法第10条第2項)は、「市民による緩やかな監視」という基本的な考えの下、立法時に定められたものであるところ。 今般成立した改正特定非営利活動促進法では、縦覧期間を2月から1か月に短縮するとともに、縦覧に供される情報が短時間で広く周知されるよう、現行の公告に加えてインターネットによる公表を可能とする措置を講じたところである。 なお、国家戦略特別区域法においては特例的にNPO法人の認証申請の添付書類の縦覧期間を2週間に短縮する措置を講じているところ。
2 農用地区域の変更にかかる地域再生法上の特例措置の要件緩和								
04012	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	<改訂版>「九州ブランディング拠点創生特区」～県境を越えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために～	九州の地方都市ながら、積極的な産業政策等により人口が増え続けている本地域にあって、鳥栖ジャンクションを擁する交通の要衝としての発展可能性を最大化するため、民間活力も誘導し、産業団地・住宅環境整備を継続して進めることで企業集約・雇用確保を図り、大都市・中核都市ではない拠点都市として、「九州ブランディング拠点」を創生する。 【産業面】 雇用の創出・「新たな拠点の形成」に向けた ■新たな企業・産業施設等誘致 ■既進出企業の拡大支援 ■住宅環境整備 【農業面】 担い手確保と農業所得の向上に向けた ■農地の面的集約支援 ■新たな担い手の参入支援 ■6次産業化・販路開拓支援 等	集落生活圏では、範囲が限定的であり、発展可能性を最大限活かせられない。協議会、公聴会等の手続きが必要なため、時間がかかる。	地域再生法第17条の7～12	「集落生活圏」を「鳥栖ジャンクション」に近接する鳥栖インターチェンジから概ね4キロ以内の地域」「地域再生計画」「地域再生土地利用計画」を「特区法」に規定する「区域計画」、「協議会」を「特区区域会議」にすることで、手続きの迅速化を図る。 実質的に農振除外5要件を規定した「農水省令の要件を満たす」という規定(第五号)を削除し、「特区区域計画」が認定されれば、第十七条の十一の特例が適用されることとする。	農林水産省 内閣府	地域再生制度では、全国の地域に共通する重要な政策課題について、地域の自主的・自立的な取組を尊重する支援の仕組みを維持しつつ、その解決に資する地域の取組に対して重点的に支援を行うことにより、効果的・効率的に全国的な課題解決を図ることとしています。 また、地域再生土地利用計画は、住民の日常生活に必要なサービス機能の提供に支障が生じている中山間地域等への支援として、生活サービス機能等を集約・確保し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成と、農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図ることで、持続可能な地域づくりを推進するために措置された制度です。 このような地域づくりを実現するためには、地域住民同士で話し合い、土地利用を含めた地域の将来像について検討するというプロセスを経ることが重要です。 以上のことから、ご提案のような支援対象をあらかじめ特定の地域に限定することや協議会の読み替え、規定の削除等は、地域再生制度及び地域再生土地利用計画制度の趣旨から困難です。 なお、鳥栖ジャンクション周辺地域における産業団地等の整備については、具体的な計画を基に、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入により計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当と考えます。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
3 個人単位の疫学研究データの利活用促進								
07006	公益社団法人 関西経済連合会 健康・医療専門委員会	健康・医療に関するサービス拡大・健康・医療データに関する整備他	【新たな仕組みの構築】 疫学研究データの利活用促進	—	個人情報の保護に関する法律	「国民健康・栄養調査」をはじめとする疫学研究データについて、特定の個人を識別できる記述等を削除(匿名化)した上で、個人単位のデータを活用できる環境の整備(全国における利用可能な疫学研究データの収集・公開を行う公的機関の設置 等)を行う。	内閣官房 厚生労働省 個人情報保護委員会	医療分野等の情報を活用した創薬や治療の研究開発の促進に向けて、治療や検査データを広く収集し、安全に管理・匿名化を行い、利用につなげる「代理機関(仮称)」制度を検討しているところであり、当該制度については、来年中を目途に所要の法制上の措置を講ずることとしている。